

教 社 第 2 1 7 号
令和3年(2021年)4月28日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長
(札幌市、旭川市及び函館市教育委員会を除く)

北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課長

緊急事態宣言の発出による地域学校協働活動の実施に関する留意点について
(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から、別添写しのとおり、新型コロナウイルス感染症対応下における地域学校協働活動の実施について事務連絡がありましたのでお知らせします。

社会教育課地学協働推進係
担当 尾山
電話 011-204-5744